

農村景観保全における規制ならびに適用状況に関する研究

秋田大学 学生会員 ○大橋 正和
秋田大学 正 会 員 木村 一裕
秋田大学 正 会 員 日野 智

1. はじめに

近年農村景観(ここでは農業という意味合いだけでなく、林業や漁業などを含む営みにより形成された景観とする)は、都市化による土地利用の秩序の乱れや、伝統的家屋の個性の喪失など、農村景観がもつ価値が減少している。こうした状況を解決すべく、農村景観の保全が進められている。

色彩計画の現状把握や、景観計画全体の構成や運用実態についての研究は、既に行なわれているが、農村景観を有する地域での規制の表現手法についての調査分析は、まだ行なわれていない。

そこで本研究では、農村景観を有する地域での規制で、行為の制限(以下、景観形成基準とする)について着目し、各自治体がその表現に対してどのような考えを持っているかを調査・分析し、その表現が規制作りになどどのような影響を与えているかを明らかにすることを目的としている。

2. 調査の概要

本研究では景観形成基準の表現の特徴を検証することを目的としており、景観計画では建築物・工作物を建てる際に、景観形成基準に関する事項を定める。そこで全国の景観保全の政策から、農村景観を有する地域でどのような規制がなされているかを分析するために、景観法を用いた景観計画を調査の対象とした。

現在全国には 360 の景観行政団体が存在し、その中で 125 の団体が景観計画を策定している(H20.9 国土交通省調べ)。これらの地域の中で、景観計画のデータを入手できたのが 110 団体であった。広い範囲での規制では、景観形成の基準が緩やかになる傾向があるので、都道府県が策定した計画は調査対象から除外し市町村による計画を中心とした。さらに、その中から農村景観での規制の取り組みに力を入れ

ている 40 の景観計画を調査対象とし、文献調査とアンケート調査を行なった(表 1 参照)。

表 1 調査概要

調査対象	景観づくり担当者	農村景観で規制を行っている自治体
調査方法	アンケート	文献調査
調査内容	1. 景観計画の目的 2. 定性的・定量的表現への意識 3. 規制への評価(得られた効果)	1. 景観計画の方針 2. 景観形成基準について 3. 規制の表現手法について
配布枚数	40票	
回収枚数	一部回収済	

3. 景観形成基準

景観形成基準とはその地域で守るべき、最低限のルールであり、良好な景観形成のために行なわれる行為の制限を定めたものである。制限の内容として、建築物・工作物の形態意匠の制限、高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限または建築物の敷地面積の最低限度、その他良好な景観形成のための制限があり、地域の特性にあった規制項目を定めていく必要がある。

4. 景観形成基準の表現手法

景観計画では良好な景観保全のために、建築物や工作物に対して景観形成基準を設けて規制を行っているが、基準を設ける際に表現手法として 2 種類の方法がとられる。

一つは数値などを用いて具体的な表現で規制を行う「定量的表現」、もう一つは行なうべき行動や目指すべき景観像を示し、そこから指示を出し景観形成を図る「定性的表現」の 2 種類で表現されている。

例をあげると、建築物を建てる際、住民の自主性や協議での取り決めを重要視するために、定性的な表現で幅のある規制を行ったり、歴史的な民家や寺社・仏閣がある地域で、それらとの統一感を持たせるために、定量的な表現で規制を行うやり方があげられる。

5. 規制項目ごとの表現の傾向

文献調査から景観政策の取り組みについて規制項目ごとの表現の傾向について把握した。

キーワード：農村景観、景観計画、景観形成基準

連絡先：〒010-8502 秋田市手形学園町 1-1 TEL : (018)-889-2368 FAX : (018)-889-2975

1) 形態に関する規制項目

全体的に定性的な表現が多く、表現の仕方も多種多様である。定性的な表現が多いのは、協議を行なうことで、地域特性を活かした形態を進め、地域の住民の理解や関心を高めることができるからであると考えられる。

2) 色彩に関する規制項目

定量的表現であるマンセル値が用いられているのは主に都市近郊に立地する農村地域であり、これは明確で判断がしやすい基準を作ること、景観保全のための規制力を強めているからだと考えられる。

逆に、歴史的な建造物や民家がある農村地域ではマンセル値を用いた規制をほとんど行っていない。これは、形態の規制項目で外壁や屋根に木材やカヤなどの自然素材の使用を推奨することで、その地域独特の色彩を出すことができるからだと考えられる。

3) 高さや、配置に関する規制項目

ある程度数値を使用した定量的な表現が見られるものの、概ね定性的表現で規制されている。この規制項目については、地域特性ごとの違いはあまり見られなかった。

4) 素材に関する規制項目

ほとんどが定性的な基準が成されている。具体的な表現をする場合は、その地域独特の建築材がある場合が多い。

5) 緑化に関する規制項目

多くの農村地域では樹木の保全や植栽についての基準が定められている。緑化がここまで進められるのは、ある程度規制の緩やかな形態や色彩についての基準を設けたとしても、緑化を行なうことで周囲の里山や森林などの自然物と調和し、連続性を保つことができるからであると考えられる。

農村景観地域における具体的な表現の例については表2に示す。

表2 規制の表現例

制限内容	規制項目	規制の表現	
		定性的	定量的
建築物・工作物の形態意匠の制限	形態	・周囲の景観と調和するようにつくりとする ・地域の伝統的な外観イメージを継承した形態とする。等	・新築の屋根勾配は3/10～5/10を標準とし、伝統的様式ではそれ以上とする。等
	色彩	・四季を通じて周辺の街並みや自然景観と調和する色彩を用いること。等	・マンセル値色相5.0R～2.4Y彩度4以下等
高さの最高限度または最低限度	高さ	・2階建て以下とする ・背景となる山並みとの調和を図る。等	・高さ10m以下とする等
壁面の位置の制限、または建築物の敷地面積の最低限度限度	配置	・道路・隣地間の距離を確保して敷地に対してゆとりある配置とする。等	・壁面は前面道路より5m以上後退する等
その他良好な景観形成のための制限	緑化	・敷地内の樹木は出来るだけ保存。等	・植栽等による緑化（緑地率20%以上）を行う。等
	素材	・自然を感じさせる素材が望ましい ・耐久性に優れ維持管理が容易な素材を用いるよう配慮する。等	・外壁は砂壁、じゅらく壁風リシン、しゅくい風プラスター等を基本とする。等

6. 各自治体の表現手法に対する考え

アンケート調査から把握することができた、2組の景観計画の規制に関する意識の違いを以下の表3に示す。

7. まとめ

判断の幅が広い定性的表現より、定量的表現による規制の方が景観形成において有効であると考えられるが、定量的表現では地域の特性を的確に捉えることが困難であるという点があげられる。

それに対し定性的表現は明示性こそ高くないものの、景観保全のための配慮や、守るべき行為を多様な表現で示すことができる。それを応用すれば、良好な景観の形成を作り上げるための手法を、多角的に指示することができ、望んだ景観へと誘導することが可能になる。

今後基準を作る際には、定性的表現と定量的表現のメリット・デメリットをしっかりと把握することが重要になってくる。

表3 規制についての意識の違い

アンケート項目	A市の景観計画	B市の景観計画
景観計画の目的	開発行為の抑制を最も重要視しており、それについて地域の価値をさらに磨く、地域に眠る価値の発掘などがあげられる。	細やかな景観コントロールや、地域活力の向上、農村地域の環境保全などを主な目的としている。
定性的表現について	定性的表現によるメリット・デメリットに対して、ある程度の理解は示しているものの、表現に対してはあまり期待していないように伺える。	細やかな規制を目的としていることから、地域らしさが出やすい定性的表現に対して強い期待を持っており、アンケート調査から定性的表現に対する市独自の考えが伺われた。
定量的表現について	目的として開発行為の抑制を重要視していることから、明示性の高い定量的表現について強い期待を持っていることが、メリット・デメリットに対しての回答から伺われる。また、デメリットに対してあまり問題にしていない模様。	定量的な表現に関しては、メリットを認めつつも全体としてあまり重要視していないように伺われる。
今後の規制について	定量的な表現をより多く用いて実効性の高い規制を行おうと考えている。	地域の個性や特徴に応じた基準作りを目指している。